

入所利用料金一覧表

介護サービス利用時の自己負担額

サービス費用の 1割、2割又は3割	+	食費	+	居住費	+	日常生活費 理髪代等	=	自己負担額
----------------------	---	----	---	-----	---	---------------	---	-------

例) 要介護3で多床室に入所、負担限度額が第四段階の場合の概算自己負担額(1割負担・月30日でその他利用料金を含めない場合)
基本料金28,050円+食費48,000円+居住費11,100円=87,150円+その他利用料金(加算分、理髪代他)

1. 介護度別の利用料金(基本型の場合)

平成30年4月現在

介護度	介護度	1日当り(※備考欄①②含む)	概ね月額 (1割)	概ね月額 (2割)	概ね月額 (3割)※	備考(主な加算関係など)
要介護1	従来型個室	753単位	22,590円	45,180円	67,770円	※食費は1日(朝・昼・夕)の計算となります。 ※左記の他に対象者には以下の加算に伴う費用が発生します。 ①短期集中リハビリテーション実施加算：入所日から起算して3カ月以内(1日につき240単位) ②外泊時費用：1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定 ③外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)：施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定 ④ファミナ7加算：死亡日以前4日以上30日以下1日につき160単位、死亡日以前2日又は3日1日につき820単位、死亡日1日につき1,650単位を算定 ⑤初期加算：入所後30日以内(1日につき30単位) ⑥再入所時栄養連携加算：入所者1人につき1回を限度として400単位を加算 ⑦入所前後訪問指導加算：1回につき(Ⅰ)450単位、(Ⅱ)480単位を加算 ⑧退所時等支援等加算：試行的退所指導加算(入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合に当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合)400単位、退所時情報提供加算(退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合)：500単位、退所前連携加算(居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合)500単位 ⑨訪問看護指示加算：入所者1人につき1回を限度として300単位を算定 ⑩栄養マネジメント加算：1日につき14単位を加算 ⑪低栄養リスク改善加算：1月につき300単位を加算 ⑫経口維持加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)：嚥下の問題がある方(1日につき400単位又は100単位) ⑬療養食加算：疾病に伴う食事制限(1回あたり6単位1日に3回を限度) ⑭かかりつけ医連携薬剤調整加算：入所者1人につき1回を限度125単位を加算 ⑮緊急時施設療養費：1月に1回7日を限度1日につき511単位を算定 ⑯所定疾患施設療養費：(Ⅰ)1月に1回7日を限度1日につき235単位を算定、(Ⅱ)1月に1回7日を限度1日につき475単位を算定 ⑰排せつ支援加算：1月につき100単位を加算 ⑱サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ(1日につき18単位) ⑲介護職員改善処遇改善加算(Ⅰ)：所定単位数×39/1000を加算 ⑳身体拘束廃止未実施減算：1日につき左記基本サービス費の10%減算
	多床室	826単位	24,780円	49,560円	74,340円	
要介護2	従来型個室	798単位	23,940円	47,880円	71,820円	
	多床室	874単位	26,220円	52,440円	78,660円	
要介護3	従来型個室	859単位	25,770円	51,540円	77,310円	
	多床室	935単位	28,050円	56,100円	84,150円	
要介護4	従来型個室	911単位	27,330円	54,660円	81,990円	
	多床室	986単位	29,580円	59,160円	88,740円	
要介護5	従来型個室	962単位	28,860円	57,720円	86,580円	
	多床室	1,039単位	31,170円	62,340円	93,510円	

※介護保険法第8条第28項の改正により、介護老人保健施設の役割について、在宅復帰、在宅療養支援のための地域拠点となる施設及びリハビリテーションを提供する機能維持・改善の役割を担う施設として明確化されたことに鑑み、平成30年度介護報酬改定において、在宅復帰の状況及びベッド回転率等を指標とした報酬体系へ移行したことから、一定の要件を満たすことで、基本施設サービス費が異なります。詳しくは支援相談員又は事務窓口までお問い合わせください。

※3割負担(平成30年(2018年)8月以降)…年金収入：280万円未満(1割負担)、280万円以上(2割負担)、340万円以上(3割負担)

2. 食費

対象者	区分	日額	概ね月額
生活保護受給者	第一段階	300円	9,000円
市町村民権非課税 高齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第二段階	390円	11,700円
	第三段階	650円	19,500円
利用者負担第二段階以外の方 (課税年金収入が80万円超266万円未満の方等)	第四段階	1,600円	48,000円

3. 居住費

対象者	区分	日額	概ね月額
生活保護受給者	従来型個室	490円	14,700円
	多床室	0円	0円
市町村民権非課税 高齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	従来型個室	490円	14,700円
	多床室	370円	11,100円
利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円超266万円未満の方)	従来型個室	1,310円	39,300円
	多床室	370円	11,100円
上記以外の方	従来型個室	1,640円	49,200円
	多床室	370円	11,100円

4. その他の料金(税別)

利用料	理髪代	2,000円	基本月2回サービスを利用することができます。
	私物電気使用料	50円	電気器具の持ち込み1種類1日につき
	私物洗濯代	5,000円	月1回
	各種文書料	実費	周防大島町病院等事業使用料及び手数料徴収条例による

周防大島町立介護老人保健施設さざなみ苑